●神奈川県医師国民健康保険組合ホームページ

医師国保へのお手続きに必要な情報や、保養施設などの情報が掲載されております。ぜひご活用ください！

https://k-ishikokuho.jp

各種申請用紙が必要な場合は、トップ画面の

様式一覧を見る

をクリックしてください

神奈川県医師国保　検索

アクセス！

●各種ダウンロード書式一覧

下記の申請用紙をダウンロードすることができます。

	申　請　書　類	見本	様式
資格得喪変更等	資格取得届	○	
	資格喪失届	○	○
	資格確認書交付・再交付申請書	○	○
	住所・氏名変更届	○	○
	口座振替依頼書（念書）		○
	事業所変更届	○	○
	健康保険被保険者適用除外承認申請書		○
保険給付	療養費支給申請書	○	○
	海外療養費支給申請書（診療内容明細書・領収明細書）	○	○
	限度額適用認定申請書	○	○
	出産育児一時金支給申請書	○	○
	傷病手当金支給申請書	○	○
	葬祭費支給申請書	○	○
	第三者行為届	○	○
保健事業	特定健診の費用に係る集計票		○
	健康診断・人間ドック実施補助金支給申請書		○
	B・C型肝炎感染・インフルエンザ予防事業補助金請求総括明細書		○
	40歳未満事業者健診補助金支給申請書		○

※申請書類には、それぞれ定められた添付書類や証明欄への証明が必要となりますので、よくご確認ください。
ご不明な点や、その他の届出や申請書類は、医師国保までお問い合わせください。

令和7年度送付案内予定表

月	内　容
5月中旬	★「保険料決定通知書」送付 ★「令和7年度医師国保事業内容について」送付 （「健康診断・人間ドック補助」、「B・C型肝炎感染・インフルエンザ予防接種補助」）
下旬	★「特定健康診査受診券」送付
7月下旬	★「国民健康保険高齢受給者証」送付
9月下旬	★「資格情報通知書」又は「資格確認書」送付
12月下旬	★「医療費通知書（令和7年1月～10月受診分）」送付
1月下旬	★「国民健康保険料納付証明書」送付
2月下旬	★「医療費通知書（令和7年11月～12月受診分）」送付

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK
禁無断転載
KHT13630－1787386－Z16

医師国保 令和7年度 事業内容について

特定健診の費用に係る集計票
健康診断・人間ドック補助申請書
B・C型肝炎・インフルエンザ補助申請書

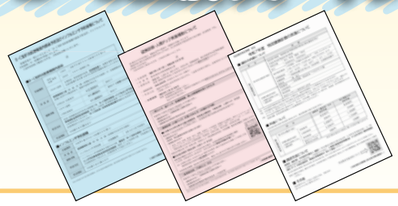

の用紙は、中に綴じ込まれています

もくじ

Ⅰ資格 …… 1
1 組合員の資格について …… 1
2 資格取得、資格喪失の届出について …… 2
3 加入、住所・氏名変更時の住民票の提出について …… 2
4 資格情報通知書、資格確認書の一斉交付について …… 2
5 資格情報通知書、資格確認書について …… 3
6 加入時の必要書類について …… 4
7 事業所や勤務先の変更について …… 4
8 修学のため、組合員と住民票が離れ居住するとき …… 4
9 資格確認書等の注意事項について …… 4
10 後期高齢者の組合員について …… 5
11 健康保険適用除外承認申請について …… 5
12 従業員（第二種組合員）の人数制限緩和について …… 6
Ⅱ保険料 …… 7
Ⅲ保険給付 …… 8
1 一部負担金割合について …… 8
2 介護保険について …… 8
3 療養費の支給について …… 8
4 高額療養費の支給について …… 9
5 自家診療について …… 11
6 出産育児一時金の支給について …… 12
7 葬祭費の支給について …… 12
8 傷病手当金の支給について …… 12
Ⅳその他 …… 13
1 各届用紙のマイナンバー記載について …… 13
2 医療費のお知らせについて …… 13
3 第三者行為について …… 13
4 適正受診・適正服薬について …… 14
●マイナンバーに関するお願い …… 15
Ⅴ保健事業 …… 16
●定期健康診査等について …… 16
●契約保養施設 …… 17
●特定健康診査 …… 18
●健康診断・人間ドック実施補助について …… 20
●B・C型肝炎医療機関内感染予防及びインフルエンザ予防接種について …… 22
●神奈川県医師国民健康保険組合ホームページ …… 裏表紙
●各種ダウンロード書式一覧 …… 裏表紙
●令和7年度送付案内予定表 …… 裏表紙

神奈川県医師国民健康保険組合
〒231-0037　神奈川県横浜市中区富士見町3番1　神奈川県総合医療会館4階
TEL 045-231-2685　FAX 045-231-2675
https://k-ishikokuho.jp

Ⅰ 資　格

1 組合員の資格について

●医師国保へ加入していただくには一定の条件を満たしていることが必要です

◉新規加入の事業所は、従業員が5名未満の個人事業所を対象としております。

常勤従業員が5名以上の個人事業所は、健康保険強制適用事業所のため、従業員は全員、健康保険へ加入しなければなりません。個人事業主は医師国保へ加入することができます。

◎第一種組合員（事業主・非常勤勤務医）	・神奈川県内で医療・介護の事業又は業務に従事する方 ・神奈川県医師会会員である方 ・下記の区域内の市町村に住所を有する方
◎第二種組合員（従業員）	・第一種組合員が開設又は管理者となっている神奈川県内の医療機関及び介護施設に勤務する方
◎家族	・組合員と住民票が同一世帯に属する方

都県名　神奈川県・千葉県・東京都（島しょを除く）・埼玉県・静岡県・山梨県（上野原市のみ）

◎臨時雇用及びパートの方は、1週の所定労働時間及び1ヵ月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上が第二種組合員の加入条件となります。

◎組合員資格がないと判明したときは、規約及び規程等に基づいて、組合員資格を喪失することになります。また、法人医療機関・健康保険強制適用事業所で健康保険の適用除外をされていないところも同様に喪失することになります。

●組合員資格に関する判定基準は以下のとおりです

組合員資格に関する判定基準　（平成25年3月13日 第295回理事会決定）

（目的）

第1条　この基準は、神奈川県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）規約第6条第4項の規定に基づき、当組合の組合員が従事する医療・介護の事業又は業務の種類を定めることを目的とする。

（組合員の事業又は業務の種類）

第2条　組合員が従事する事業又は業務の種類は、次のものとする。

一　医療機関又は介護施設の開設者又は管理者
二　医療機関又は介護施設に勤務する医師
三　組合員が開設又は管理する医療機関等の従業員
四　組合事務所に使用される者
五　上記一及び二に該当しないが、医師等の国家資格を有する専門職としての次の事業又は業務に携わる者（非常勤勤務者を含む。）
　①　医師等を育成する教育機関等の教師（講師）
　②　審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
　③　学校医、産業医、警察医、検案業務に携わる者
　④　検査・健診業務に携わる者及び救急科専門医の認定を受け、救急救命の業務に携わる者
　⑤　研究機関等において医学・医療に関する調査・研究を行う者
　⑥　医師会、その他医療関係機関の役員、委員及び議員等

（資格確認）

第3条　組合は、組合員が前条に該当する事業又は業務に従事している者であることの資格確認を行なうものとする。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

●以下の場合は加入対象外となります

- 健康保険、船員保険及び医療保険を行う共済組合に加入しているとき（家族も含む）
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属しているとき
- 他の国民健康保険組合に加入しているとき
- 年齢が75歳になられたとき……詳細はP5「⑩後期高齢者の組合員について」をご覧ください
- 既に法人の事業所、医師国保加入日から法人設立日までが6ヵ月以内の事業所

2 資格取得、資格喪失の届出について

資格の取得・喪失のときは、採用や退職等が決まり次第すみやかに届出をお願いいたします。

資格取得日・喪失日について

資格取得日
- 原則として常務理事が加入書類を決裁した日
- 家族が社会保険離脱により加入する場合は、国保法第20条により社会保険離脱日
- 家族が出生により加入する場合は、出生日

資格喪失日
- 医師国保に喪失書類が届いた日
- 社会保険加入により喪失する場合は、社会保険資格取得日の翌日
- 死亡により喪失する場合は、死亡日の翌日

※取得日の指定がある場合は、10日前までに加入書類が届くよう医師国保までご送付ください。

※喪失日の指定がある場合は、必ず資格喪失届に資格喪失希望日を記入し、被保険者証又は資格確認書を添付のうえ（添付できない場合は誓約書欄も記入してください。）資格喪失希望日までに届くよう医師国保までご送付ください。

被保険者証及び資格確認書の返還について

第二種組合員及び家族の資格喪失届提出の際は必ず第一種組合員の責任で医師国保に被保険者証又は資格確認書の返還をお願いいたします。

第二種組合員及び家族の過失、不正使用については、資格取得届の誓約書のとおり第一種組合員の連帯責任となりますので十分ご注意ください。

届出の遅延により保険料の遡及徴収又は還付等、決定保険料の変更手続きが発生することになりますので、資格の適正な届出のご協力を重ねてお願いいたします。

3 加入、住所・氏名変更時の住民票の提出について

加入申込、住所・氏名変更の際は第一種組合員、第二種組合員、家族について世帯全員の住民票（マイナンバー記載）が必要です。

特に**第二種組合員については、採用時に必要書類と一緒に世帯全員の住民票を受取り、加入申込の際必ずご提出をお願いいたします。**

※1　国民健康保険である医師国保では、国民健康保険法に基づく行政指導により、同一世帯での市町村国保と医師国保の混在はできません。したがいまして、同一世帯の方が市町村国保に加入されていて医師国保に加入を希望される場合、世帯全員で医師国保に加入するか、世帯分離をしてご本人のみ加入する、という手続きになりますのでご注意ください。

※2　住民票にマイナンバー記載がない場合、番号確認のため、加入する方の**マイナンバー（通知）カードの写し**も必要となります。

※3　第一種組合員の加入は、マイナンバーの番号確認のほか身元確認も必要となります。
（身元確認必要書類…**マイナンバーカード**又は**運転免許証**又は**パスポートの写し**）

※4　マイナンバー確認のための必要書類をご提出いただけない場合、住基台帳法の規定に基づき住基ネットからマイナンバーを取得させていただきます。

4 資格情報通知書、資格確認書の一斉交付について

令和6年12月2日から被保険者証は新規発行できなくなりました。

被保険者証及び資格確認書の有効期限前（**令和7年9月下旬**）に**マイナ保険証**の保有状況に応じて**「資格情報通知書」**又は**「資格確認書」**を送付いたします。資格情報通知書、資格確認書については次頁をご覧ください。

マイナ保険証とは…　マイナンバーカードを保険証利用登録したものが、被保険者証として利用できます。これを**マイナ保険証**といいます。

5 資格情報通知書、資格確認書について

各種申請により、必要に応じて「資格情報通知書」又は「資格確認書」を発行します。

マイナ保険証とは… マイナンバーカードを保険証利用登録したものが、被保険者証として利用できます。これを**マイナ保険証**といいます。

資格情報通知書 マイナ保険証を保有する方へお送りします	資格確認書 マイナ保険証を保有しない方へお送りします （マイナンバーカードを取得していない方を含みます）
●新たに加入する方、住所・氏名変更や被保険者証を紛失した方へ発行します。 ●A4用紙（カードサイズに切り取り可能）です。 ●有効期限はありません（前期高齢者の方を除く）。 前期高齢者の方の有効期限は令和7年7月31日です。その前に75歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日が有効期限になります。	●新たに加入する方、住所・氏名変更や被保険者証を紛失した方へ発行します。 ●従来の被保険者証と同じサイズのカードです。 ●有効期限があります。 令和7年9月30日までに交付される「資格確認書」の有効期限は、令和7年9月30日です。その前に75歳の誕生日を迎える前期高齢者の方は誕生日の前日が有効期限になります。
医療機関等へ受診するとき	
●マイナ保険証を利用してください。 マイナ保険証が使えないときは、「資格情報通知書」又は「マイナポータルの資格情報の画面」をマイナンバーカードと一緒に提示してください。 **※資格情報通知書のみでは受診できません。** ●被保険者証も、有効期限を迎えるまで、これまでと同様に使えます。	●被保険者証が有効期限を迎えるまでは、被保険者証を提示してください。 被保険者証を紛失した方や住所・氏名を変更した方、新規加入などで被保険者証を持っていない方は、新たに発行する「資格確認書」を提示してください。 **※「資格確認書」は、現行の被保険者証と同様に医療機関等で提示することにより受診できます。**
各　種　届　出　当組合のホームページより申請用紙をダウンロードすることができます	
《 資格喪失の場合 》	
喪失届の提出時に資格情報通知書の添付が不要	喪失届の提出時に資格確認書の添付が**必要**
《 住所氏名変更の場合 》	
住所氏名変更届 ＋ 住民票の提出時に資格情報通知書の添付が不要	住所氏名変更届 ＋ 住民票の提出時に資格情報通知書の添付が**必要**
《 再交付の場合 》	
再交付の届出が不要 （電話での受付が可能〈TEL045-231-2685〉）	再交付の届出が**必要**

◆資格情報通知書をお持ちの方で資格確認書が必要な場合は、当組合のホームページより『資格確認書交付・再交付申請書』をダウンロードのうえ、ご申請ください。

●マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証を使うと様々なメリットがあります。この機会にマイナ保険証の利用登録、利用をぜひご検討ください。

マイナンバーカードの保険証利用方法については右の二次元コードを読み取りご参照ください。（厚生労働省HP）

マイナ保険証が正しく利用登録されているか確認したいときは、右の二次元コードを読み取り、最終頁「ご自身の情報が正しく紐づけられているか確認する方法」をご参照ください。（厚生労働省HP）

令和6年12月2日から被保険者証は新規発行できなくなりました。
既にお持ちの被保険者証は令和7年9月30日までご利用いただけます。
令和7年9月下旬にマイナ保険証の保有状況に応じて「資格情報通知書」又は「資格確認書」を送付します。

6 加入時の必要書類について

1	第一種組合員	●国民健康保険被保険者資格取得届　●健康保険加入状況確認書 ●住民票（世帯全員記載・マイナンバー記載）※1 ●口座振替依頼書（念書） ●マイナンバー提出時に必要な身元（実在）確認の証明※2 ●雇用証明等確認書類（事業主・大学区医師会員は不要）
2	第二種組合員（個人事業所）	●国民健康保険被保険者資格取得届　●健康保険加入状況確認書 ●住民票（世帯全員記載・マイナンバー記載）※1
3	第二種組合員（法人事業所）	●国民健康保険被保険者資格取得届　●健康保険加入状況確認書 ●住民票（世帯全員記載・マイナンバー記載）※1 ●健康保険被保険者適用除外承認申請書
4	家　族	●国民健康保険被保険者資格取得届　●健康保険加入状況確認書 ●住民票（世帯全員記載・マイナンバー記載）※1
5	外国人	●住民票（世帯全員記載・マイナンバー・国籍等の記載があるもの）※1 ※他の書類に加えて

※1
省略なし、３ヵ月以内の住民票をご提出ください。

※2
マイナンバー提出時に必要な身元（実在）確認の証明（第一種組合員分）
●マイナンバーカードのコピー
●運転免許証のコピー
●パスポートのコピー
▲上記のいずれか１つをご提出ください。

注意
◆この他にも書類が必要になる場合がありますのでご承知おきください。
◆令和5年5月24日付け通知※3において、資格取得届への被保険者のマイナンバー（個人番号）等の記載の徹底が明確化されたことにより、マイナンバー確認の為の必要書類をご提出いただけない場合は、住基台帳法の規定に基づき住基ネットからマイナンバーを取得させていただきますので、よろしくお願いいたします。

※3 資格取得届等への個人番号等の記載の徹底及び被保険者等の届出から5日以内でのデータの登録について（厚生労働省保険局国民健康保険課発　事務連絡）

7 事業所や勤務先の変更について

第一種組合員及び後期高齢者組合員は下記の事由が発生した場合、**事業所変更等**の申請が必要となりますので医師国保までご連絡ください。

●事業所の所在地の変更　●事業所を閉院・休止する
●事業所の名称・事業形態の変更　※医療法人化等
●勤務先の変更　●所属医師会の変更（喪失と新規加入の手続きとなります。）

8 修学のため、組合員と住民票が離れ居住するとき

修学のため、組合員と住民票を離れ居住するときは「国民健康保険法第116条該当届」に在学証明書を添付して提出してください。

なお、**修学のため以外で組合員と住民票が離れる場合には、医師国保を喪失していただくことになります。**

9 資格確認書等の注意事項について

資格確認書等の「注意事項」につきましては、下記のとおりとなっています。

1）資格情報通知書及び資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2）保険医療機関等で受診するときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書又は被保険者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月〈誕生日が月の初日である場合はその月〉以降の場合は高齢受給者証を添えて）提示してください。
3）診療を受けるときに支払う金額は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の3割です。ただし、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以降の最初の3月31日まで）の場合は、2割となります。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以降の場合は、高齢受給者証に示す割合となります。
4）被保険者資格がなくなったときは、直ちに、資格確認書又は被保険者証を医師国保に返してください。
5）住所・氏名等、登録事項に変更があったときは、14日以内に医師国保にその旨を届出てください。
6）有効期限を経過したときは、資格確認書等を使用することはできません。また、有効期限を経過した資格確認書等を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
7）不正に資格確認書や被保険者証等を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

10 後期高齢者の組合員について

第一種組合員が後期高齢者医療制度に加入することに伴い、医師国保の被保険者資格を喪失しますと、第二種組合員及び家族も同時に喪失することになります。

そこで、第二種組合員及び家族が医師国保の被保険者資格を継続できるようにするため、**第一種組合員については、被保険者資格はない（保険給付等は受けられない）「組合員」資格のみを継続**できるようになっています。ただし、医療・介護の事業又は業務に従事する方に限ります。

1) 第一種組合員が組合員資格を継続した場合

①75歳未満の第二種組合員及び家族は引き続き医師国保の被保険者となります。
②後期高齢者の組合員の保険料は、月額2,000円です。

2) 第一種組合員が組合員資格を継続しない場合

75歳未満の第二種組合員及び家族も医師国保を喪失となり、市町村国保など他の健康保険に加入していただくようになります。

3) 資格継続に関する留意点

75歳以上の第一種組合員の組合員資格継続に関係なく、75歳に到達された第二種組合員及び家族は医師国保を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

4) 残留意向調査等について

75歳に到達される第一種組合員に対して、誕生日の前々月に組合員資格の継続について意向調査を行います。

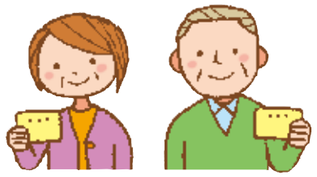

11 健康保険適用除外承認申請について

「法人事業所」及び「常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所※1」は強制的に社会保険（健康保険と厚生年金保険）が適用されますので本来、医師国保に加入することはできません。任意に社会保険適用事業所になった場合も同様です。

しかし、健康保険適用除外承認申請書（以下、適用除外承認申請書）を年金事務所に提出し、承認されると医師国保を継続※2することができます。

※1 個人事業所の事業主は適用されません。　※2 医師国保加入日から法人設立日までが6ヵ月以内の事業所は継続できません。

●健康保険適用除外承認申請の方法

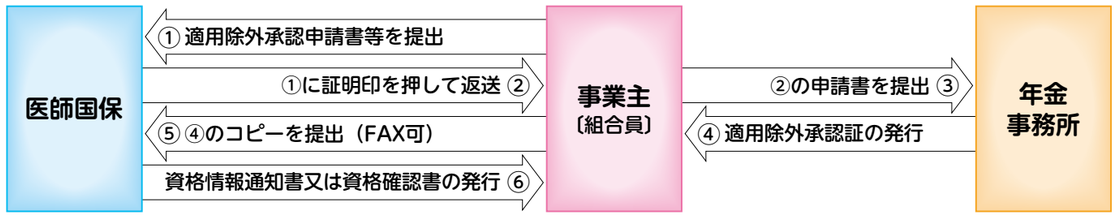

①事業主は「適用除外承認申請書」と下記の「添付書類」を医師国保までご郵送ください。

添付書類	法人事業所に変更	●事業所変更届　●履歴事項全部証明書　●口座振替依頼書（変更がない場合は不要）
	任意適用事業所に変更	添付書類なし
	上記事業所へ従業員新規加入	●国民健康保険被保険者資格取得届　●健康保険加入状況確認書 ●住民票（世帯全員記載・マイナンバー記載）

◆届用紙は医師国保からご郵送します。

②医師国保は審査後、「適用除外承認申請書」の証明欄へ理事長印を押印しご返送します。
③「適用除外承認申請書」とその他必要書類を年金事務所へ提出してください。
◆その他必要書類は所轄の年金事務所でご確認ください。
④年金事務所より「健康保険被保険者適用除外**承認証**」が郵送されます。
⑤「健康保険被保険者適用除外**承認証**」のコピーを医師国保までご郵送ください。
（FAX可。FAX：045-231-2675）
⑥資格情報通知書又は資格確認書を発行します。（既に加入している方は、新たに交付はいたしません。）

12 従業員（第二種組合員）の人数制限緩和について

既に医師国保へ加入している事業所は、従業員５人目からも医師国保に加入できるようになりました。

① 個人事業所 従業員4名以内	事業主 従業員	医師国保 ＋ 国民年金
② 個人事業所※1 従業員5名以上に変更したとき	事業主	医師国保 ＋ 国民年金
	従業員	医師国保 ＋ 厚生年金 健康保険適用除外申請が必要※2 or 社会保険加入（健康保険 ＋ 厚生年金）
③ 法人事業所※1※3 に変更したとき	事業主 従業員	医師国保 ＋ 厚生年金 健康保険適用除外申請が必要※2 or 社会保険加入（健康保険 ＋ 厚生年金）

◆新規加入の事業所は、従業員が5名未満の個人事業所を対象としております。

※1 健康保険強制適用事業所
「法人事業所」及び「常勤従業員が5名以上の個人事業所」は、社会保険(健康保険と厚生年金)の強制適用事業所となります。

※2 健康保険適用除外承認申請書
健康保険強制適用事業所の従業員は、健康保険の加入を適用除外し、厚生年金に加入するための申請をして年金事務所に承認されれば、厚生年金と当組合に加入することができます。

※3
新規加入から法人設立日までが6ヵ月以内の事業所は、事業主、従業員全員が社会保険の加入となります。

留意事項

- 施行開始日：令和6年10月1日
- 健康保険強制適用事業所の従業員が医師国保に加入するためには、年金事務所に健康保険適用除外申請をして、厚生年金に加入しなければなりません。
- 既に他健康保険へ加入中の方（被扶養者を除く）は、国民健康保険法第十九条により医師国保へ加入することができません。（健康保険が優先されます。）
- 既に当組合に加入している従業員4名以内の事業所で、従業員が5名以上に増えた場合、加入している従業員も含めて全員が健康保険適用除外申請をして、医師国保に加入・継続することができます。
- 個人事業主（第一種組合員）は健康保険適用除外申請（厚生年金加入）ができません。

従業員の加入Q&A

Q 個人事業所の従業員が4名から5名に増えました。加入する従業員も国民年金のままでいられますか?

A 常勤従業員が5名以上の事業所は、健康保険強制適用事業所となります。医師国保に加入する従業員は既に加入済の4名も含めて全員、健康保険の適用除外申請をして厚生年金に加入しなければなりません。

Q 現在、健康保険に加入している従業員を医師国保に加入させることはできますか?

A 健康保険が優先（国民健康保険法第十九条）されるため、一度健康保険に加入すると、医師国保へ変更することはできません。

Q 同一医療法人の分院の従業員も医師国保に加入できますか?

A 分院の管理者が医師国保に第一種組合員として加入されていて、その事業所の従業員が、健康保険の適用除外申請を承認されれば加入できます。当組合は事業所単位でご加入いただいているため、事業所毎の管理者が第一種組合員として加入している必要があります。

Q 従業員の加入条件はありますか?

A 第一種組合員が開設又は管理者となっている神奈川県内の医療機関及び介護施設に勤務し、規約に定める区域内に住所（住民票）がある常勤の従業員の方です。
（パートの方は1週の所定労働時間及び1ヵ月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上勤務）

Q 新規加入を希望している個人事業所です。5名いる従業員全員加入できますか?

A 常勤従業員が5名以上の個人事業所は、健康保険強制適用事業所のため、従業員は全員、健康保険へ加入しなければなりません。個人事業主は医師国保へ加入することができます。

Ⅱ 保険料

1 国民健康保険料（医療給付費分＋後期高齢者支援金分）／介護保険料（介護納付金分）

1）平等割

組合員種別		国民健康保険料	介護保険料
第一種組合員	月 額	22,000円	7,000円
第二種組合員（従業員）	月 額 1人に付	20,000円	6,000円
家　　族	月 額 1人に付	14,000円	6,000円

介護保険料：
第2号被保険者（40歳～64歳の方）

40歳の誕生月分から徴収、65歳の誕生月分からは市町村より徴収

2）応能割（第一種組合員分）

賦課等級	前年度課税標準額	応能割額	（平等割額＋応能割額）
1級	100万円未満	8,000円	(30,000円)
2級	100万円 ～ 200万円未満	11,000円	(33,000円)
3級	200万円 ～ 400万円未満	12,000円	(34,000円)
4級	400万円 ～ 600万円未満	13,000円	(35,000円)
5級	600万円 ～ 800万円未満	14,000円	(36,000円)
6級	800万円 ～ 1,100万円未満	17,000円	(39,000円)
7級	1,100万円 ～ 1,500万円未満	19,000円	(41,000円)
8級	1,500万円 ～ 1,800万円未満	20,000円	(42,000円)
9級	1,800万円 ～ 2,200万円未満	21,000円	(43,000円)
10級	2,200万円 ～ 2,600万円未満	24,000円	(46,000円)
11級	2,600万円 ～ 3,000万円未満	25,000円	(47,000円)
12級	3,000万円以上	26,000円	(48,000円)

3）75歳以上の組合員保険料

後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の保険料は月額2,000円になります。

2 保険料納入方法

1）口座振替（1月遅れ）

当組合では、組合員及びその家族の方が納めていただく保険料を、口座振替依頼書（念書）でご指定された第一種組合員又は後期高齢者組合員の預金口座より、一括して振替しております。

また、毎月の保険料は、月末締めの翌月引き落としとなっておりますので、締め後の加入・喪失等に関しては翌々月に調整いたします。

2）月途中での加入・喪失

加入…保険料は月の途中の加入であっても、加入された月から1ヵ月分の保険料を納付していただきます。
※月単位となっておりますので、保険料が日割り計算されることはありません。

喪失…月の途中の喪失の場合、その月の保険料は徴収いたしません。

例 3月31日喪失の場合…2月分までの保険料として3月の引き落としまでとなります。
4月 1日喪失の場合…3月分までの保険料として4月の引き落としまでとなります。

●被保険者は、喪失日の前日までしか資格がありませんのでご注意ください。
月末まで給付を受けられたい場合は、翌月1日が喪失日となります。

3）指定金融機関

保険料は、指定金融機関より振替させていただきます。

口座振替依頼書（念書）にご記入いただく預金口座は、右記の指定金融機関の中からご選択ください。

- 神奈川県医師信用組合
- みずほ銀行
- 三菱UFJ銀行
- 三井住友銀行
- 横浜銀行
- りそな銀行
- スルガ銀行
- 群馬銀行
- 川崎信用金庫
- 湘南信用金庫

3 保険料軽減措置

1）産前産後保険料軽減措置

出産した被保険者の保険料を4ヵ月分（多胎の場合6ヵ月分）免除いたします。

令和5年11月1日以降に出産された方で、妊娠85日（4ヵ月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます。）

令和6年1月以降の期間分が、保険料軽減の対象となります。

	3ヵ月前	2ヵ月前	1ヵ月前	当月	1ヵ月後	2ヵ月後	3ヵ月後
単胎の方				出産月			
多胎の方				出産月			

対象の方はこちらから申請用紙をお送りいたします。
申請を受け付けましたら、第一種組合員の保険料引落口座へ還付いたします。

2）未就学児世帯への経済的負担軽減措置

基準日（11月30日）時点において、医師国保の被保険者となっている未就学児1人につき12,000円の減額（保険料還付金）を1月分の保険料（2月引落分）で調整させていただきます。

毎年2月に対象者の属する組合員へ通知を行います。

Ⅲ 保険給付

1 一部負担金割合について

全ての被保険者は、全国どこでも保険を扱う病院・診療所（保険医療機関）で被保険者証又はマイナ保険証又は資格確認書で受診すれば必要な次の医療を受けられます。

1. 診療
2. 薬剤又は治療材料の支給
3. 処置、手術、その他の治療
4. 病院、診療所への収容

1	第一種組合員	**3割**（7割給付）
2	第二種組合員	**3割**（7割給付）
3	家　族	**3割**（7割給付） ※ただし義務教育就学前までは**2割**（8割給付）
4	70歳～74歳の前期高齢者	① 現役並み所得者　**3割**
		② ①に該当しない方　**2割**

70歳～74歳の前期高齢者の負担割合について

70歳に到達する月の翌月（1日生まれの方はその月）から、窓口での自己負担が所得により2割・3割になります。

① **現役並み所得者**　**3割**　住民税課税標準額が145万円以上の方。
② **①に該当しない方**　**2割**　住民税課税標準額が145万円未満の方。

ただし、住民税課税標準額が145万円以上であっても、70歳～74歳の方が単独世帯の場合、年収が383万円未満、複数世帯の場合、特定同一世帯所属者（医師国保から後期高齢者医療制度に移行された同一世帯に属する後期高齢者）を含む収入の合計が、520万円未満であれば、2割となります。

詳しくは組合へお問い合わせください。

2 介護保険について

要介護認定者（在宅サービス・要支援・要介護1～5・施設サービス）は介護保険からサービスを受けることになります。医師国保の被保険者の資格はそのまま、介護保険以外は医療保険で給付いたします。

3 療養費の支給について

次に該当する場合は、一旦費用の全額を自己負担することになりますが、申請し認められると、自己負担を除く分（保険者負担分）を支給します。

なお、はり、きゅう及びあん摩、マッサージについては**当該疾病に対する主治医の同意が必要**になりますのでご留意ください。また、はり、きゅうについては、保険医療機関とはり、きゅうによる同一疾病に対する治療・施術は認められません。

1. 治療用装具（コルセット等）を購入したとき
2. 緊急その他やむを得ない理由のため、保険診療を受けられなかったとき
3. 海外渡航中にやむを得ず医療機関等で診療を受けたとき
4. 医師による適当な治療手段がなく、医学的な見地から主治医がはり、きゅうを必要と認めたとき
5. 主治医が治療上、あん摩、マッサージを必要と認めたとき
6. 小児弱視等の治療用眼鏡等を購入したとき
7. 四肢のリンパ浮腫治療（悪性腫瘍の術後）のための弾性着衣等を購入したとき
8. 医師の指示により、病気やケガで移動が困難であり移送されたとき

4 高額療養費の支給について

同月内で医療機関に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、申請により承認されると、その超えた分を高額療養費として支給します。該当の方にはレセプトを確認後、申請用紙をお送りいたします。

毎年８月診療分より、算定所得年度が更新され、所得区分も再算定されます。

70歳未満の方は、医師国保に加入されいる世帯全員の基礎控除後の所得（前年度の所得の合計から、基礎控除を差し引いた額）により所得区分が決まります。

70歳～74歳の方は、前年度の課税標準額で所得区分が決まります。（同一世帯内で医師国保に加入されている70歳以上の被保険者の方が２名以上いる場合、どちらか高い方の区分になります。）

■70歳未満の方

区分	要件	月単位の限度額
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 《多数回該当：140,100円》※
イ	基礎控除後の所得 600万円超～ 901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 《多数回該当：93,000円》※
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 《多数回該当：44,400円》※
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 《多数回該当：44,400円》※
オ	住民税非課税世帯	35,400円 《多数回該当：24,600円》※

■70歳～74歳の方

区分	要件	月単位の限度額	
		外来	外来＋入院
現並みⅢ	課税所得 690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 《多数回該当：140,100円》※	
現並みⅡ	課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 《多数回該当：93,000円》※	
現並みⅠ	課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 《多数回該当：44,400円》※	
一 般	課税所得 145万円未満	18,000円 （年間上限：144,000円）	57,600円 《多数回該当：44,400円》※
低Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低Ⅰ	住民税非課税 （所得が一定以下）	8,000円	15,000円

※《　》内の多数回該当金額は、直近12ヵ月に高額療養費の該当に４回以上なった場合の自己負担限度額です。

★75歳到達月は、医師国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ２分の１となります。

一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります

外来でも、入院でも、一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。ただし、高額療養費の限度額は所得区分により異なることから、医療機関の窓口で所得区分に応じて限度額を適用するために、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要となります。

認定証が必要な方は医師国保へ交付申請をしてください。

ただし、保険料を滞納していると交付されない場合があります。

※マイナ保険証でご受診の場合は、オンライン資格確認により所得区分の確認をするため事前申請も認定証も不要となります。

算定対象等

高額療養費の支給の基礎となる一部負担金の額は、原則としてレセプト単位により算定されます。
70歳未満の方は、一部負担金が21,000円以上のレセプト、
70歳～74歳の方は全てのレセプトが対象となります。

- ●被保険者ごと
- ●暦月ごと
- ●病院、診療所、薬局ごと（調剤薬局での自己負担額は、処方箋元の医療機関の自己負担額と合算）
- ●同一医療機関の場合、入院、外来、歯科ごと
- ●入院時の食事代や差額ベッド代など保険対象外の費用は対象外

申請必要 特定疾病で長期間高額な治療が続くとき

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある、厚生労働大臣の指定する特定疾病の方は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を医療機関などの窓口に提示すれば、自己負担額は1ヵ月1万円までとなります。

ただし、70歳未満の人工腎臓を実施している慢性腎不全の方で、上位所得者（ア・イ）に該当する方は自己負担額は1ヵ月2万円までとなります。

厚生労働大臣の指定する特定疾病

- ●人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ●先天性血液凝固（ぎょうこ）因子障害の一部
- ●血友病（血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害）
- ●血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症
- ●抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）

5 自家診療について

当組合では発足以来、自主財政の確立を図る自己努力の一環として、被保険者（組合員や家族）が所属する医療機関（同一医療法人･分院等含む）で、組合員本人及びその世帯に属する被保険者を診療した場合「自家診療」となり、保険請求及び給付ができないことになっております。

また、院外処方箋による調剤レセプト、診断書・同意書等による療養費の申請についても同様の対応となっております。

当組合に限らず、全国の医師国保組合でも同様に「自家診療」を規定しており、被保険者の皆様には、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお「自家診療」の請求が判明した場合は、その時点から２年間遡及し、該当の診療報酬明細書（調剤等を含む）を返戻させていただきます。

自家診療給付制限の範囲

自家診療の制限範囲は、下記のような場合に該当しますのでご注意ください。

① 組合員自身に対しての診療
② 組合員の家族に対しての診療（当組合に加入している被保険者）
③ 当組合に加入している夫婦間の診療
④ 当組合に加入している親子間の診療
⑤ 医療機関（大学病院等）に勤務されている組合員（大学院生含む）及びその家族が同医療機関（同一医療法人等）の全ての付属医療機関（本院・分院にかかわらず）で受ける診療
⑥ ①～⑤について交付された処方箋による調剤
⑦ ①～⑤について交付された診断書による装具代
⑧ ①～⑤について交付された同意書による はり・きゅう・あん摩・マッサージなどの施術

自家診療Q&A

Q 自分が所属する医療機関で受診した場合は保険請求できませんが、院外処方箋でお薬だけを薬局で処方してもらう場合はどうなりますか?

A 自家診療の給付制限に該当します。
後日、保険者負担分(7割)を薬局にお支払いいただくことになります。

Q 夫婦で医師をしており、其々別医療機関に所属し組合員として加入しています。夫が妻の医療機関で受診したり、妻が夫の医療機関で受診することは、自家診療の対象となりますか?

A ご夫婦とも当組合に加入している場合は、住民票上同一世帯であれば自家診療に該当します。
ご夫婦の他、親子等の家族関係にあたる場合も同様の対応となります。

Q 後期高齢者組合員である父親を、従業員として父の医療機関に勤務する私が診療した場合は、自家診療の対象となりますか?

A お父様の保険請求先は当組合ではなく、後期高齢者医療広域連合である為、自家診療の給付制限には該当しません。

Q 自分が所属する医療機関で出したはり・きゅう・あん摩・マッサージの同意書で施術を受けた場合は、保険請求できますか?

A 自家診療の給付制限に該当します。施術所から申請書が届きましたら、自家診療として返戻され、全額自己負担となりますので、ご注意ください。

Q 被保険者である家族が接骨院等の施術所を開業していますが、そこで施術を受けた場合は、自家診療の対象となりますか?

A 自家診療の給付制限に該当します。施術所から申請書が届きましたら、自家診療として返戻され、全額自己負担となりますので、ご注意ください。

Q 自分が所属する医療機関とは別の、同一医療法人の医療機関で受診した場合は、自家診療の対象となりますか?

A 同一医療法人の場合は、自家診療の給付制限に該当します。

Q 非常勤で勤務する医療機関で、勤務する本人が、被保険者である家族を診療した場合は自家診療になると思いますが、他の医師に診療してもらう場合はどうなりますか?

A 被保険者が勤務する医療機関からの保険請求は、処方箋等も含め自家診療に該当します。

6 出産育児一時金の支給について

1) 支給額

被保険者が出産（妊娠85日以後の流産・死産を含む）した場合、出産育児一時金を50万円支給します。

ただし、医師国保に加入する前の健康保険が社会保険本人で1年以上の資格があり、退職後6ヵ月以内の出産については、以前に加入されていた社会保険から支給を受けることもできます。その場合は医師国保からは支給されません。
（以前加入していた社会保険から支給を受けない場合は、医師国保から支給します。）

2) 支給方法

①直接支払制度による支給

被保険者の出産費用の負担を軽減するという視点から、被保険者に代わって保険者が医療機関等に出産育児一時金を支給します。そのため、被保険者は出産育児一時金の範囲内で出産費用を事前に用意する必要がなくなります。

医療機関等から国保連合会を通じ医師国保へ出産育児一時金が請求されますので、申請手続きは不要です。ただし、医療機関等と代理契約を結ぶ必要があります。

留意事項
※出産費用が出産育児一時金を超える場合は、その差額分は退院時に医療機関等にお支払いください。
※出産費用が出産育児一時金未満の場合は、その差額分を医師国保に請求してください。
※出産育児一時金を医師国保から医療機関等に直接支払われることを希望されない場合は、出産後に医師国保から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です。また、直接支払制度に対応していない医療機関等での出産についても従来の方法となります（ただし、従来の方法では、退院時に医療機関等に出産費用を一旦全額ご自身でお支払いいただいた後、医師国保へ請求することになります）。

②受取代理制度による支給

受取代理制度は直接支払制度同様、被保険者に代わって保険者が医療機関等に出産育児一時金を支給する制度ですので、被保険者の窓口負担が軽減されます。

直接支払制度との違いは、出産育児一時金を国保連合会を通さず医師国保から直接医療機関等へ支払います。また、所定の申請書にて被保険者から医師国保へ直接申請する必要があります。

ただし、利用できるのは、事前に厚労省に受取代理制度導入の届出をした医療機関等での出産に限ります。

7 葬祭費の支給について

被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った方に対して支給します。

1	第一種組合員 ※75歳以上の方は対象外	200,000円
2	第二種組合員	100,000円
3	家　　族	100,000円

8 傷病手当金の支給について

医師国保に加入している第一種・第二種組合員が、疾病・負傷等により業務に従事できなくなったときは、その日から起算して1ヵ月以上となる場合に、業務に服することのできない期間傷病手当金を下記のとおり支給します。

- 第一種組合員（月額）…… **30,000円**　1ヵ年間支給
  ※75歳以上の方は対象外
- 第二種組合員（月額）…… **15,000円**　6ヵ月間支給（端数は日割計算）

Ⅳ その他

1 各届用紙のマイナンバー記載について

資格関係と給付関係の各届用紙に申請者と該当者のマイナンバーを記載していただくようお願いいたします。

2 医療費のお知らせについて

医療費のお知らせ（国民健康保険医療費通知書）は、受診された医療費の額などをお知らせするものです。年に2回発送します。

●医療費控除の際に医療費通知を医療費明細書として添付すると明細書の記入を一部省略することが可能です。医療費控除の申請に関しましては税務署へお問い合わせください。

3 第三者行為について

交通事故等の第三者行為（ケンカなどの暴力行為等）によるケガの治療費に、被保険者証又はマイナ保険証又は資格確認書を使用する場合は、医師国保への届出が義務づけられています。（国民健康保険法施行規則第32条の6）

被保険者証等を使用した治療費は、一旦、医師国保が立て替え（一部負担額を除く）、その後、加害者に請求（求償）いたしますので、直ちにご連絡をお願いいたします。

提出書類

1. 第三者行為による傷病届★
2. 交通事故証明書
3. 事故発生状況報告書★
4. 同意書★
5. 誓約書（加害者記入）★
6. 加害車両の自動車検査証のコピー
7. 加害車両の自賠責保険（共済）証明書のコピー

★の用紙は、こちらからダウンロードすることができます。

※示談交渉をした場合、医師国保が加害者に請求できなくなりますので、示談は慎重に行ってください。

■注意点

通勤中や勤務中の事故やケガ等の疾病については、その治療費等は労災保険（労働者災害補償保険）から、支払われる場合がありますのでご注意ください。

4 適正受診・適正服薬について

被保険者みなさまの健康維持が一番の医療費削減につながります。

医療費が増え続ければ保険料の増大につながりますので、定期的な健診の受診（P16参照）、適度な運動、規則正しい食生活など、健康管理を行う他、医療保険制度を守るために、下記のような適正受診・適正服薬のご協力をお願いいたします。

①かかりつけ医を持ちましょう

②かかりつけ薬局・薬剤師を持ちましょう

③重複受診はやめましょう（多剤・重複服薬の見直し）

同じ病気で同時期に複数の医療機関にかかると、毎回初診料や検査料等がかかり医療費がかさむだけではなく、処方される薬も多くなり、体に負担がかかることになります。

④柔道整復師(整骨院・接骨院)・鍼灸師に正しくかかりましょう

整骨院や接骨院などの柔道整復師及び鍼灸師による施術につきましては、**整骨院等に『健康保険取扱い』と掲示されている場合でも、全ての施術で健康保険が適用されるわけではありませんのでご注意ください。**

施術を受ける際には下記の点にご留意ください。

1）柔道整復師の正しいかかり方

■健康保険が適用される場合

●負傷原因が外傷性が明らかな**骨折**(※)**・脱臼**(※)**・打撲・捻挫・挫傷（内離れ）**が対象です。

※骨折（不全骨折）・脱臼については、応急手当を除き、『医師の同意』が必要です。

■健康保険が適用されない場合（全額自己負担）

●日常生活による単なる疲れ・肩こり・腰痛、スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛など
●加齢による五十肩・腰痛など
●リウマチ・関節炎などの内科的な原因によるもの
●脳疾患後遺症などの慢性病
●症状改善のみられない長期にわたる漫然とした施術
●椎間板ヘルニアなどの医師による治療が必要なもの
●過去に負傷した部位の痛みなど
●同部位の治療を外科・内科・整形外科等の保険医療機関等で受けている場合
●業務上の負傷（労災保険対象）や第三者行為（交通事故など）によるもの

■施術を受けるときの注意点

●施術を受けるときは、負傷の原因を正確に伝えてください。
●療養費支給申請書に記載された請求内容をよく確認し、**必ず自身で署名**を行ってください。
●領収書は必ずもらい、医療費通知等で確認をしてください。
●施術が長期にわたる場合は、一度医師の診断を受けてください。

2）鍼灸師の正しいかかり方

はり、きゅう及びあん摩、マッサージ等の施術を受ける場合は、医師の同意書を提出することで、健康保険を適用することができます。

■はり、きゅうの場合

●リウマチ、腰痛症、神経痛、五十肩、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症

■あん摩、マッサージの場合

●関節拘縮、筋麻痺

※あん摩、マッサージは原則として病名ではなく症状に対する施術となります。関節が自由に動かなかったり、筋肉が麻痺していたりするなどの症状があり、治療上マッサージが必要と認められれば健康保険の対象となります。

医療費はみなさま方の保険料でまかなわれていますので、組合財政の健全化を図るためにも、整骨院等の正しいかかり方をご理解いただき、適正受診にご協力をお願いいたします。

●マイナンバーに関するお願い

公的医療保険者である医師国保では、「マイナンバー法※」に基づき、国民健康保険法による被保険者に係る申請等を行うために、組合員や被保険者であるご家族のマイナンバーが必要になります。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律/平成25年5月31日法律第27号

1) マイナンバーの利用目的について

医師国保では被保険者のマイナンバーを、番号法別表第1の第30項「国民健康保険組合による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、主に次の目的で利用いたします。

◆被保険者の加入･喪失時の資格適用や保険給付調整のため
◆被保険者の保険料徴収業務における所得情報の確認のため

2) マイナンバーの記載が必要な申請書一覧

資格関係
- ●国民健康保険被保険者資格取得届
- ●国民健康保険被保険者資格喪失届
- ●国民健康保険被保険者住所・氏名変更届
- ●国民健康保険法第116条該当・非該当届
- ●国民健康保険被保険者証再交付申請書

給付関係
- ●国民健康保険療養費支給申請書
- ●国民健康保険高額療養費支給申請書兼請求書
- ●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- ●出産育児一時金支給申請書
- ●葬祭費支給申請書

※新たに各種申請をされる場合は、マイナンバー記入欄のある届出様式をお使いいただきご申請をお願いいたします。

3) マイナンバーを取り扱う上で注意していただきたいこと

マイナンバーが記載された申請書等の個人情報は「特定個人情報」とされ、個人情報保護法が適用となります。

事業主等(第一種組合員)が従業員等（第二種組合員･家族）のマイナンバーを取得するにあたっては、利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません。

マイナンバーは、国民健康保険のほか給与所得や厚生年金等の手続きにも記載が必要になりますので、複数の利用目的を包括的に明示して取得するようにしてください。

また、漏洩･滅失･毀損の防止等の安全管理措置を実施していただき、適正な取り扱いを行っていただくようお願いいたします。

4) マイナンバー提出時の本人確認について

●当組合が、マイナンバー記載の届出・申請を受付ける場合は、正しい番号であることの「番号確認」と、現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの「身元確認」を行う必要があります。「番号確認」と「身元確認」を併せて「本人確認」となります。

●第一種組合員（医師）は、当組合が本人確認を行うことになりますので、本人確認〈番号確認、身元（実在）確認〉の書類の写しを必ず添付してください。

番号確認必要書類…マイナンバーカード又は通知カード又は住民票（マイナンバー記載）

身元確認必要書類…マイナンバーカード又は運転免許証又はパスポートの写し

5) マイナ保険証について

マイナンバーカードを保険証利用登録したものが、マイナ保険証として利用できます。

保険証利用登録していないマイナンバーカードは、マイナ保険証として利用できません。マイナンバーカードの保険証利用方法については右記の二次元コードを読み取りご参照ください。

登録方法やご利用方法等につきましてはこちらから→

V 保健事業

特定健康診査実施機関一覧表
健康診断・人間ドック契約健診機関一覧表
特定健康診査実施方法について
40歳未満事業者健診補助

定期健康診査等について

保健事業の一環として毎年行っている、満40歳以上被保険者の健康管理健康診査ですが、「特定健康診査・特定保健指導」（メタボリックシンドロームに着目した検査）と、被保険者の方が自由に検査項目を選んで受診していただき、その料金の一部を補助するという「健康診断･人間ドック実施補助」を行います。自家健診分も対象となりますので、ぜひご利用ください。

特定健康診査

対象者	費用	実施期間
40歳～74歳の医師国保加入者（令和7年4月1日時点加入者）	無料	令和7年6月1日から令和8年3月31日

1 → 2 → 3 → 4 対象の方には医師国保よりご案内をお送りします。

1 予約

ご案内が届きましたら、医療機関に予約の申込みをしてください。

2 健診受診

被保険者証又はマイナ保険証又は資格確認書、受診券（セット券）、特定健康診査票を持って、ご受診ください。

3 結果

健診後、健診結果が通知されます。

4 保健指導

（対象者として選ばれた方は）特定保健指導を利用しましょう。

特定健康診査実施内容

特定健康診査の集合契約に参加されている医療機関は、神奈川県国保団体連合会へご請求ください。

健診内容、料金、請求方法につきましては、当組合のホームページにて記載しておりますので、ご参照ください。（ホームページには、判定基準、コード表、特定健診の費用に係る集計票も記載しております。）

※ご希望の方は郵送いたしますので、当組合までご連絡ください。

特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣改善と予防が必要な方に、医師国保よりご案内をお送りいたします。

無料でご利用になれますので、対象になられた方は、ぜひご利用ください。

特定健診・健診補助Q&A

Q 胃カメラや婦人科検査等、複数の医療機関で検査をした場合、申請はできますか？

A ○ 全ての検査が終わりましたら、各医療機関の領収書のコピーを健診補助の申請書に添付のうえ、ご申請ください。（健診補助限度額4万円）

Q 自医院で実施した特定健診の請求は、医師国保と連合会（医師会）の両方へ請求できますか？

A ✖ 二重請求になりますのでできません。
集合契約に参加されている医療機関の特定健診のご請求先は、連合会（医師会）になります。

Q 契約健診機関で人間ドックを受診しました。窓口で人間ドックの費用を請求されましたが、その費用も医師国保に申請できますか？

A ✖ 窓口で請求された金額で医師国保の補助限度額（4万円）を超えた場合は、申請できません。高額な人間ドックや、人間ドックにオプション検査を付けた場合など、補助限度額を超えた場合は自己負担となります。

40歳未満事業者健診補助

医師国保に加入されている40歳未満の方の、事業者健診費用の一部の補助をいたします（3,000円）。
申請方法等はホームページに掲載されておりますので、ぜひご利用ください。

●契約保養施設

医師国保では下記の保養施設と契約をしています。
●宿泊施設、スポーツクラブをご利用の方は、下記申込先までご連絡をお願いいたします。
●遊戯施設をご利用の方は、医師国保までご連絡をお願いいたします。
※各施設にお問い合わせの際は、神奈川県医師国民健康保険組合の組合員であることをお伝えください。
また、ご利用は医師国保に加入されている方に限ります。

記

契約施設	申込先		利用料金
プリンスホテル	プリンスホテル予約センター ☎0120-33-8686	ユーザー名 prkeiyaku パスワード prkeiyaku3013	各施設を利用時期により10～30％割引の優待料金にてご利用いただけます。 詳しくは、各施設にお問い合わせの際にご確認ください。
ダイワロイネットホテルズ	予約専用サイト https://www.daiwaroynet.jp/corporate/	ID ishikoku パスワード dai2685	
箱根小涌園　天悠	☎0465-20-0260	藤田観光リゾート アカウント 2213 アクセスキー lulv4233	
伊東小涌園	☎0465-20-0026		
伊東　緑涌	☎0465-20-0027		
ホテル椿山荘東京	☎03-3943-0996		
十和田ホテル	☎0176-75-1122		
藤乃煌　富士御殿場	☎050-3504-9933		
永平寺　親禅の宿　柏樹關	☎050-3504-9914		
マホロバ・マインズ三浦	☎0120-046-891		
ホテルサンバレー富士見	☎055-947-3100		
ホテルサンバレー伊豆長岡	☎055-948-3800		
ホテルサンバレー那須	☎0287-76-3800		
ホテルオニコウベ	☎0229-86-2011		
山中湖・湖畔の家	☎0555-62-0356　髙村様		1泊二食　7,000円

（令和7年4月1日現在）

スポーツクラブ	申込先	利用料金（税込）
ルネサンス	☎03-5600-5399	Monthlyコーポレート会員 月会費 7,450円 1Dayコーポレート会員 利用毎 1,480円 （4回目以降 1,980円） 会員証発行手数料 1,650円
メガロス	https://megalos.co.jp/houjin_lp/900024000744	月会費 1,100円割引 都度利用会費 1,650円 ※別途会員証発行料 1,210円 ※セキュリティーカード発行料 2,420円

契約施設	申込先	利用料金
ABCクッキングスタジオ	右の二次元コードを読み込みクーポンコードを入れてご予約ください クーポンコード【 ishikokuho 】	選べる体験レッスンに無料ご招待 ※ABCはじめての方限定 ※予約ページの注意事項をご確認のうえご予約ください

■利用引換券及び割引利用券でご利用できる施設

遊戯施設	利用料金	有効期間
横浜八景島シーパラダイス	アクアミュージアム・うみファーム ドルフィンファンタジー・ふれあいラグーンの入館が無料となります。	施設利用引換券の記載期日まで有効
東京ディズニーリゾート	パスポート1枚に付、1,000円の割引となります。	施設割引利用券は、年度内（4月1日～3月31日）まで有効
新江ノ島水族館	施設入場料が無料となります。	施設利用引換券の記載期日まで有効
箱根園水族館	施設入場料が無料となります。	施設利用引換券の記載期日まで有効
大磯ロングビーチ	大人2,000円、高校生以下1,000円で入場いただけます。	その年の夏季営業期間内有効

MEMO